

警 察 署 協 議 会 会 議 録

名 称	大 阪 府 東 成 警 察 署 協 議 会	
開催日時	令和5年6月23日（金） 午後2時00分から 午後3時30分までの間	
開催場所	大阪府東成警察署 講堂	
出席者	委 員	清水会長 奥村委員 鈴木委員 樽口委員 岡本委員 藤本委員 前田委員 菅田委員
	警 察	署長 副署長 総務課長 会計課長 生活安全課長 刑事課長 交通課長 警備課長 地域課長代理 刑事課長代理 警備課長代理 広聴相談係長
議 事 概 要	<p>1 会長あいさつ</p> <p>今年度初めての警察署協議会ですが、私ども男性陣は、いよいよラストの2年間ということで、合計8年間委員を務めさせていただきます。</p> <p>先程も各委員と話をしまして、最後の2年間、私が会長を務めることで、御了承をいただきましたので、少しお話させていただきます。</p> <p>私が初めて警察署協議会に参加させていただいた頃、右も左も分からない中、状況を見ながら、様々なところを見学し、また様々な経験をしながら、少しでも警察の中身が分かれば、そして協力できることがあれば良いと思いながら、委員を務めてまいりました。</p> <p>このように協議会が開催され、いろんな御提案・御質問等をというお話をいただく度に、どんな質問が良いのだろう、何が大事なんだろうということ、非常にいろいろ考えて、その時々テーマに合うようなものをもって議題を探してまいりました。</p> <p>警察の方々には、いつも地域を見守っていただき、東成区が比較的安心・安全なまちなのは、やはり警察の方々が一生涯懸命、日々努力いただいているからこそ、だと思います。</p> <p>それに感謝し、少しでも協力できればと思っております。</p> <p>地域の目線、学校からの目線、そして警察からの目線、いろんなものがきっちりと合わさった中で、子供たちであり、お年寄りであり、いろんな住民の方々が安心して暮らせるまちになるように、少しでも努力できればと思っております。</p> <p>あと残り2年の任期を、できるだけお役に立てるように頑張っておりますので、よろしくお願ひします。</p> <p>2 署長あいさつ</p> <p>本日は、お忙しいところ、当協議会に御出席いただきましてありがと</p>	

うございます。

各委員の皆さまには、平素から警察行政各般にわたりまして、深い御理解と御支援を賜っておりますこと、ここに心からお礼を申し上げます。

この東成警察署へ着任して早3ヶ月が経ちましたが、東成区の治安責任を負う者として、その重責を感じているところでございます。

安心して暮らせる「安全なまち東成」を確立するため、東成区民の皆さまのために何ができるのかを、我々署員の一人ひとりがしっかりと考えて、日々職務を遂行しております。

その目的を達成するために、各委員の皆さまから様々な要望を伺い、お互いの意見を交換することが、我々署員のより良い警察活動を展開していくための道標（みちしるべ）となります。

この春の異動により、課長以上の幹部の大半が入れ替わり、委員の皆さまとは初顔合わせとなりますが、これを機に改めて皆さまとの信頼関係を築くとともに、区民の皆さまからの期待に応える警察活動を、署員一丸となって取り組む所存でございます。

この会議で、各委員の皆さまから忌憚のない御意見をいただき、安心して暮らせる「安全なまち東成」の実現に向けて、頑張ってお参りますので、よろしくお願ひいたします。

3 報告事項

(1) 犯罪抑止戦略官

令和5年中の管内犯罪発生概況等

(2) 交通課長

令和5年中の管内交通事故発生概況等

(3) 生活安全課長

特殊詐欺等の犯罪被害防止に関する留意事項等

(4) 警備課長

管内の災害情勢等

4 議事

(1) 地蔵盆の開催時における道路使用許可申請の要否について

【委員】

過去に町内会で地蔵盆を開催していたところ、地域警察官が現場に来られて「道路でバーベキューをしている」旨の苦情通報があったとの説明を受けました。

確かに道路を占有している事実に基づけば、道路使用許可を取るべきだと思いますが、地蔵盆そのものは地域で慣例として長年開催してきた行事です。

実際のところ、各地域で地蔵盆が開催される際には、その都度主催者が警察へ道路使用許可を申請されているのか、そして申請はすべきであるのか、東成警察署の見解を伺いたいと思います。

【警察】

道路交通法では、道路においてテント等を設置したり、祭礼行事を行う場合には警察署長の許可を受けなければならないと定められてい

ます。申請のない行事で警察が把握できていないものもあると思われますが、多くの地区の方が道路使用許可を受けた上で地蔵盆を開催していると認識しています。

警察は、申請があれば、現に交通の妨害となるおそれはあっても、公益上又は社会の慣習上やむを得ないものであると認められる場合は、安全対策上の条件を付して許可します。

申請は少し面倒かもしれませんが、第三者からの苦情や万が一の事故やトラブルの発生を考えた場合に、実施責任者が業務上の責任を問われることもあるので、正規の手続きを経て、安全対策をとった上で開催していただきたいと思います。

なお、「バーベキュー」については火気の使用を伴うことから、軽犯罪法などに抵触するおそれがあり、道路上では行わないよう指導しています。

(2) 交通に関する要望について

【委員】

近所の交差点に信号のない横断歩道があるのですが、ここに設置されている標識が、オーバーハング式で非常に高い位置にあるので、車の運転席からは見にくいような気がします。

この交差点は通学路になっているので、この標識をもう少し分かりやすく設置することはできないでしょうか。

次に、中央大通りの深江橋交差点の東行きは、三車線となっており、「左折」「左折と直進」「右折」の三種類の走行レーンとなっています。

ところが、左折車両が多いときには、中央の車線で直進車が渋滞するケースがよくあるので、これらの通行区分について

「左折」「直進」「右折」の三種類に変更してはどうでしょうか。

【警察】

○ オーバーハング標識について

横断歩道の標識は、車の運転者に対し、できるだけ遠くから横断歩道の存在を認識させ、横断しようとする歩行者等への注意喚起を促す目的もあり、御指摘の標識はオーバーハング式ですので、路側に設置するタイプよりも、遠くからでも認識できるという点では標識の効果は高いと思われます。なお、この場所には注意喚起のためのダイヤモンド標示もあります。

次に、高さが高すぎるのではないかという御意見に関しては、オーバーハング柱の高さは、道路の一定の高さの範囲内には通行の支障となるものを設けてはならないとの建築限界に基づき、柱の高さは概ね5mと定められています。

本件標識もその基準に沿っていることから、問題はないと考えています。

○ 深江橋交差点の通行区分規制について

中央大通りにある深江橋交差点西側の東行き車線は、左から「左折」「左折と直進」「右折」

の3車線となっています。

深江橋交差点東行き交通の流れについて調査したところ、この交差点の交通量のピークは、朝8時台と午後5時台であり、その時間帯に東行き交通量を調べた結果、左折車の交通量が多く、直進車は割と少ないことがわかりました。

なぜなら、この交差点の上には高架があり、直進車の多くは高架を通りますので、深江橋交差点を直進で抜ける車は少なくなるからです。

また、同交差点のひとつ西側の信号交差点との連動により、ある程度、深江橋交差点における交通流は調整されています。

一方、左折の需要は多く、2車線で左折する際、東西に渡る歩行者のために横断歩道手前で停車する状態となり、一時的に流れが止まります。

しかし、横断秒数が短いために交差点内で滞留する時間は長くなく、約13秒間は横断者に遮られることなく左折車が進行できますので、ピーク時間帯でも直進車が交差点を抜けられないという状況はありませんでした。

仮にこの状況で左折レーンを1車線とした場合、左折需要が多いため、交差点の随分手前から左の車線に合流しようとする車で渋滞したり、合流地点での接触事故の発生が懸念され、おそらく1車線では捌ききれず、交差点に残る車両が出てくると考えられます。

よって現状では、第2通行帯の「左折と直進」を「直進」に変えることは、メリットよりデメリットの方が大きくなると考えますが、今後、交通事情が変われば、その都度新たに検討したいと思います。

(3) 自転車乗車時におけるヘルメットの着用について

【委員】

最近の道路交通法の改正により、自転車乗車時のヘルメット着用が努力義務となりました。

今、地域では一番身近に感じている話題だと思います。

交通安全の観点から、是非とも地域と連携して啓発活動を行うべきだと思いますが、地元としてどのような協力をすれば良いのでしょうか。

一例として、今里交差点での啓発チラシの配布などが考えられますが、東成警察署としての見解を伺いたいと思います。

【警察】

自転車乗車時のヘルメット着用の努力義務については、4月の施行を前にニュースでも連日取り上げられ、当署への問い合わせもありましたが、街中でヘルメットを着用している人は、まだ僅かです。

当署管内では、自転車による出合頭の事故が、他の地域に比べて高い割合であり、頭を守るヘルメットを着用しているか否かが重傷事故となるかどうか、明暗を大きく分けるといっても過言ではありません。

よって、1人でも多くの人に、自転車に乗るときはヘルメットを被るのが当たり前だと意識してもらわなければなりません。

それには、やはり地道な広報啓発活動を継続することが大切です。

春の交通安全運動の際には、今里交差点でチラシの配布と指導を行いました。

警察官と地域の方が一緒に啓発活動を行うことは可能ですので、今後日程を調整し、私たちと一緒に活動していただければと思います。

また、自転車通勤を認めている会社に対し、ヘルメットを被ることを必須の条件にしてもらえようをお願いしたり、商店街等の取組として、ヘルメットを被ってきたお客さんにサービスをお願いする等、普及のために考えられるアイデアはたくさんあると思います。

皆さんのお知恵をお借りして、これなら地元でできるというものがあれば、是非、教えていただきますようお願いいたします。

(4) 建物シャッターに対する落書き事案について

【委員】

昨年、今里筋沿いの空き家や店舗だったと思いますが、建物のシャッターにスプレーで落書きされているのを見たことがあります。

建物に対する落書きは、その地区の治安に関するバロメーターだと思っていますので、そのような落書き事案が、東成警察署の管内において増加しているのか、不安に感じております。

現実として、東成警察署の治安情勢について、改めて見解を伺いたいと思います。

【警察】

委員が御指摘の現場には、現在もシャッターにスプレーでの落書きがなされている状態です。

また、管内全体における壁等に対する落書きに関しては、昨年来、被害届の受理はありません。

ちなみに、昨年の器物損壊被害は69件、本年3月末現在の器物損壊被害は17件で、例年の発生状況に大きな変化はありません。

また現在のところ、建物に対する落書きに類するような器物損壊事件として、顕著な連続発生というものは認知しておりません。

落書きに関しては、統計資料がないため、他署との比較はできませんが、現在のところ、東成区が突出して治安環境の悪化が進んでいる状況はないと思われま